

第 6 次日高市総合計画 策定方針

令和元年 5 月

1. 計画策定の目的

本市は、平成 23 年度（2011 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 10 年間で計画期間とする「第 5 次日高市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来都市像「笑顔と元気を 未来（あした）へつなぐ 緑きらめくまち 日高」の実現に向け、市政運営を行っているところです。

しかし、この 10 年間で本市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。

我が国の人口は平成 20 年にピークを迎え、これまでに経験したことのない人口減少社会に突入しました。本市においても、平成 23 年をピークに減少傾向が続いており、すでに、「第 5 次日高市総合計画」の計画目標年度の令和 2 年度（2020 年度）における総人口（5 万 8 千人）は、到達が困難な状況となっています（令和元年 5 月 1 日現在の総人口 55,924 人）。

さらに、全国的な傾向である少子高齢化の進行についても例外ではありません。本市の年少人口割合は、「第 5 次日高市総合計画」策定時 13.3%から 12.0%（令和元年 5 月 1 日現在）に減少、老年人口割合は、21.8%から 31.9%に上昇しており、今後も急速に少子高齢化が進むと予測されます。

また、生産年齢人口の減少により、今後の税収の減少や地域経済への影響は避けられず、本市を取り巻く状況が今後厳しさを増していくことは必至であり、持続可能な行政運営を行っていくために、施策によっては大きく転換を図るとともに、計画的かつ適確な資源配分が行える行政運営を行うことが求められます。

以上のような認識のもと、令和 2 年度（2020 年度）に計画期間が終了する「第 5 次日高市総合計画」の検証を行い、令和 3 年度（2021 年度）以降における本市の新たな将来都市像を明らかにし、まちづくりの指針を示す最上位計画として、「第 6 次日高市総合計画」の策定に取り組みます。

※市町村基本構想に関しては、平成 23 年 8 月施行の地方自治法の改正により、策定の義務付けが撤廃され、基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは地方公共団体自らの判断によるものとなりました。本市では、地域における総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、基本構想は法的な義務付けがなくなっても策定すべきであるとの考えから、日高市基本構想の策定に関する条例（平成 26 年 12 月 18 日条例第 27 号）を施行しており、これに基づき、まちづくりの基本的な指針となる基本構想を議会の議決により策定することとしています。

2. 計画策定にあたっての基本姿勢

第6次日高市総合計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組むこととします。

(1) 多様な市民参加機会の創出

市民と行政の協働による計画づくりが進められるよう、市民参加条例に基づき、多様な市民参加の機会を設け、市民意見の反映に努めます。

(2) 市民にわかりやすい計画

市民と目標を共有するために、具体的な数値目標を設定して計画の達成・進捗状況が見える化し、計画の構成などについても市民の視点に立った分かりやすいものとするよう努めます。

(3) 本市の特性を生かした計画

10年先、あるいは20年先も日高市が明るく元気なまちであるために、本市の歴史や文化、地勢や自然環境、産業、人材等のさまざまな地域の特性や強みを生かした施策の展開が図れるような計画づくりに努めます。

(4) 人口減少社会に対応した計画

これまでの成長を前提とした計画からの転換を図り、人口減少社会及び少子高齢化社会に対応したまちづくりの方向性を示した計画づくりに努めます。

(5) 持続可能な行政運営

社会保障費の増大や公共施設の老朽化への対応など、財政需要が増大する中においても効率的な行財政運営や財政基盤の強化を図るなど、将来にわたり持続可能な行政運営につながる計画づくりに努めます。

3. 計画の構成と期間

第6次日高市総合計画は、第5次日高市総合計画と同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市が実現すべきまちづくりの姿「将来都市像」と、まちづくりの基本的な考え方「基本目標」を示すとともに、将来都市像実現に向けた施策の大綱を定めた、基本計画の指針となるものです。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想における施策の大綱に基づいて施策を体系的に定めるとともに、成果指標と目標値を具体的に明示し、行政評価と連動した成果主義の基本計画とします。

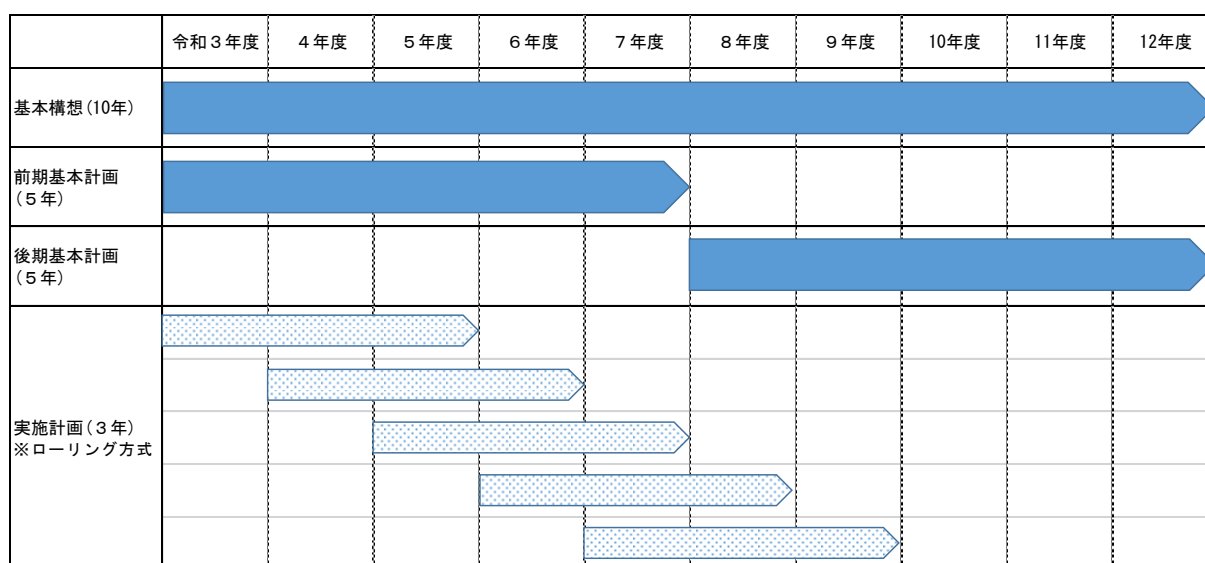
計画期間は前期基本計画を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、後期基本計画を令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示す各施策に基づき具体的な事業を実施するための事業計画を定めたものであり、事業内容、財源等を示すものとして策定します。

社会環境の変化や財政状況に柔軟に対応するため、計画期間は3年間として、ローリング方式により、毎年調整を行います。

図表1 計画の期間



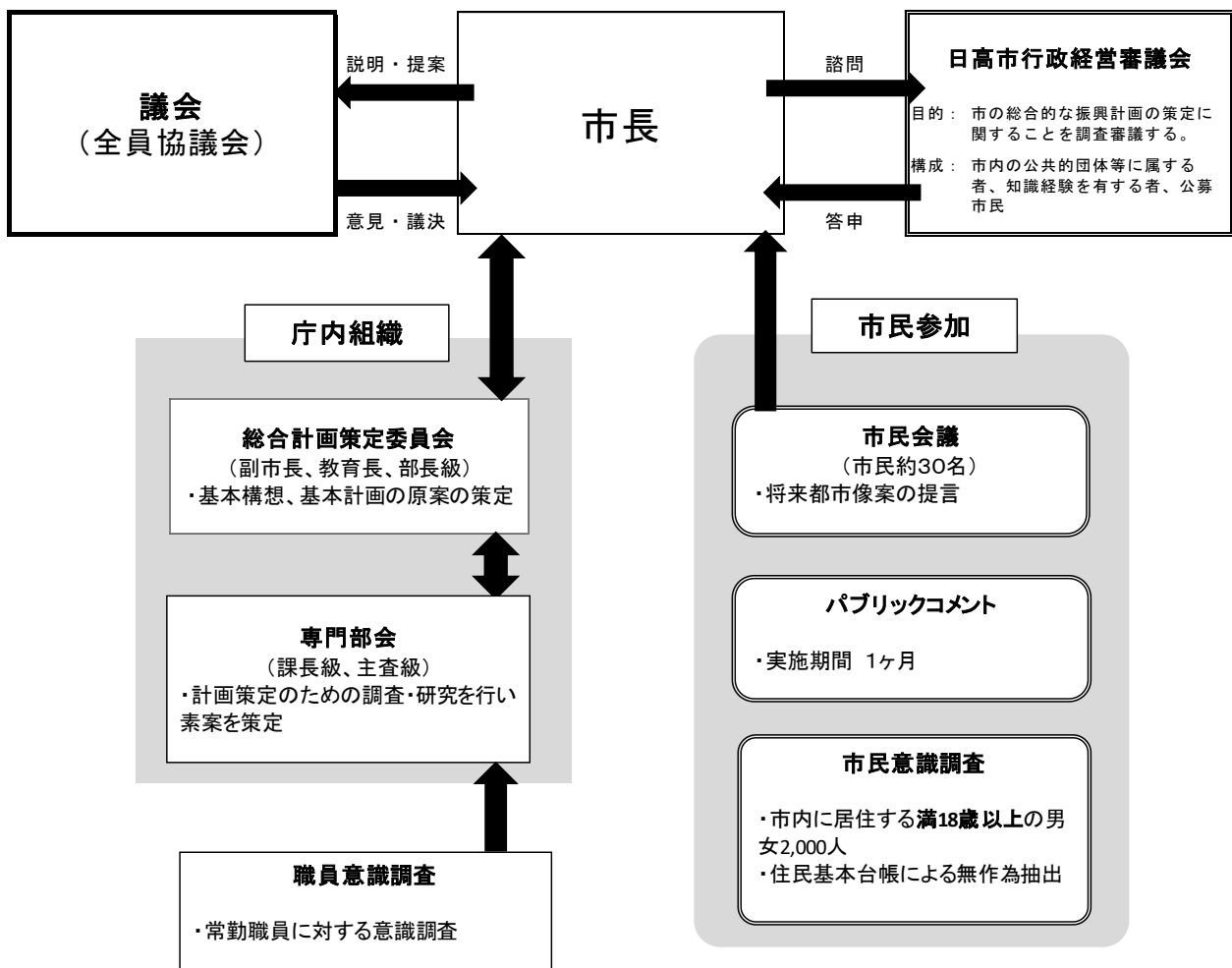
4. 策定体制

○総合計画策定委員会

日高市総合計画策定委員会規程に基づく副市長、教育長、各部長級職員を委員とする庁内組織であり、基本構想及び基本計画の策定に伴う基本事項の決定、その他の必要な調査を行い、原案を策定する。また、議会及び日高市行政経営審議会の意見を受け、計画の調整を行う。

○専門部会（総合計画策定委員会の下部組織）

課長級及び主査級職員を構成メンバーとし、計画策定のための資料収集及び基礎資料の作成を行うとともに、基本構想及び基本計画の素案を作成し、策定委員会に提出する。



5. 策定スケジュール（予定）

年度	令和2年度(2020年)																
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
策定作業	策定方針の 次定等制定 要綱等制定		基礎情報の収集 -人口推計、財政シミュレーション -土地利用・産業構造の変化 -社会指標の変化 -各種アンケート(施策の振り返り) -事務事業評価の結果等		基本構想案の作成 -基本理念の検討 -将来都市像の検討 -まちづくりの基本目標の設定 -施策の大綱の設定 -土地利用の基本方向の検討…等		計画案の作成 -課題の検証・評価 -数値目標の検討…等		計画原案の作成		日高市総合計画決定		報告		製本		
策定委員会	スケジュール把握 アンケート内容調整		基本構想案報告		基本構想及び基本計画案報告・検討・原案策定		基本構想案報告		基本構想及び基本計画案報告・検討・原案策定		課長級、主査級による部会において、施策等について検討		基本構想案報告		基本構想及び基本計画案報告・検討・原案策定		
専門部会																	
全職員			全職員アンケート		結果報告												
支援業者	入れ～契約		入れ～契約		入れ～契約		入れ～契約		入れ～契約		入れ～契約		入れ～契約		入れ～契約		
行政経営 審議会	資料説明 アンケート内容説明 市民ワークショップへの協力依頼		アンケート結果報告 意見集取		アンケート結果報告 意見集取		アンケート結果報告 意見集取		アンケート結果報告 意見集取		アンケート結果報告 意見集取		アンケート結果報告 意見集取		アンケート結果報告 意見集取		
市民参加 等	市民アンケート		市民ワークショップ 公募・開催		市民ワークショップ 公募・開催		市民ワークショップ 公募・開催		市民ワークショップ 公募・開催		市民ワークショップ 公募・開催		市民ワークショップ 公募・開催		市民ワークショップ 公募・開催		
議会 (全席)	方針報告		経過報告		経過報告		経過報告		経過報告		経過報告		経過報告		経過報告		